

第2回専門部会における議事概要

第2回専門部会における議事概要

■事業者からのヒアリング(道路占用者中央会議)①

全体について

- ・ 公益事業者は、営業区域内に一律のサービスを提供する義務を負い、お客様から申し込みがあれば必ずサービスを提供しなければならない義務を負っているという特殊な事業形態。
- ・ 今回の見直しに伴って占用料の負担が大きく増加する事態となれば、お客様の料金に反映せざるを得ない。これを避けるため、全体として値上げになること及び大都市エリアにおいて値上げとなることのないようにしてもらいたい。
- ・ 国が占用料を見直せば、地方道の占用料額に与える影響は非常に大きく、事業者としては地方道の占用料への影響を懸念。
- ・ 占用物件を管理しているシステムの更改、データの更新に多額の費用を要する。

所在地区分の見直し

- ・ 現行の3区分は、過去の検討経緯の結果として得られており、非常に明確で説明がしやすい。現行の区分のままで良いのではないか。
- ・ 所在地区分を見直すのであれば、土地の評価額のみではなく、人口等の指標を総合的に勘案して決定すべき。例えば、道路の交通量も考慮すべき大きな要素ではないか。
- ・ 占用数量が膨大となる公益事業者の電線やガス管等については、引き続き定額物件として取り扱うことが必要。この際、事務の簡素化のためという定額物件の本来目的が希薄化しないよう、所在地区分は簡素で安定感のあるものとするべき。
- ・ 土地の評価額で所在地区分を設定し、その見直しを3年ごとに行うとすると、事業者側でもシステム改修を始めとした大量の事務処理が発生することとなり、対応に苦慮。

第2回専門部会における議事概要

■事業者からのヒアリング(道路占用者中央会議)②

政策減免の整理合理化

- ・ 政策減免の統廃合については、当該政策減免が導入された背景、理由を検討し、本当に役割を終えたのかどうかを精査すべき。
- ・ 現在、公益事業者が減免対象として整理されているものについては、引き続き減免を願いたい。
- ・ 今回の大震災等で、甚大な被害をこれから復興していくことになる。そういうケースにおいて新たに設置しなければいけない公益事業者の物件については、減免措置を願いたい。また、防犯カメラを添加している電柱等、地域の防災、安全確保に寄与するものについても減免を検討願いたい。

激変緩和措置の見直し

- ・ 激変緩和措置は引き続き必要である。特に、所在地区分の変更により大幅な負担増となるのであれば、現行の激変緩和措置がどうしても必要。

第2回専門部会における議事概要

■事業者からのヒアリング(東電広告株式会社)

所在地区分の見直し

- ・ 地価水準により所在地区分の見直しがされた場合、地価の高いところの占用料が大幅に増額するのではないかと憂慮されるので、占用者の経済的な負担にならない仕組みを検討してもらいたい。
- ・ 電柱広告は商業地以外にも掲出しているので、占用料の算出にあたっては掲出状況を踏まえ、商業地から平均地への適用変更を検討願いたい。

政策減免の整理合理化

- ・ 電柱広告は添架広告、巻付広告とも道路交通又は道路構造への影響が極めて小さく、引き続き政策減免を願いたい。

激変緩和措置の見直し

- ・ 電柱広告の料金は占用料と連動して定められるものではなく、占用料が大幅に上昇してもお客様に負担を求めることは困難。よって、占用料増額による経営への影響が大きいので、現行の変動率を維持してもらいたい。

第2回専門部会における議事概要

■事業者からのヒアリング(エムシードウコー株式会社)①

所在地区分の見直し

- ・ 一般的に広告価値は地価に基づいて定められるため、基本的に地価を基準とすることに賛成。

政策減免の整理合理化

- ・ 現在、バス停上屋の広告パネルの政策減免は一般の看板の政策減免と同率だが、社会資本整備に貢献する点を評価して、地方道においては75%の減免を受けている例がある。
- ・ 公益広告塔と商業広告塔とのカテゴリーを分離して、公益広告塔はある程度低い占用料額となるようにしてもらいたい。

激変緩和措置の見直し

- ・ 広告業界は、景気に敏感に影響を受けるため、この事業の健全性を保ち、事業を安定的に継続していくためには、事業計画の前提となった当初の占用料額で長期間固定化されることが必要。公益広告塔に対しては、初年度に適用された占用料の金額が、最低20年間変動しないという措置を講じてもらいたい。
- ・ 占用料の長期固定化が無理であるとすれば、著しい地価の高騰が見られた場合には、何らかの緩和策を講じてもらいたい。

第2回専門部会における議事概要

■事業者からのヒアリング(エムシードウコー株式会社)②

その他

- ・ 占有希望者が競合した場合の選定方法であるが、公益広告塔は住民に公共サービスを提供する点に特徴があり、サービス内容を評価せずに占有料の多寡だけで選定する方法は不適切。提供されるサービスの質を基準にして選定すべき。
- ・ 収益比例占有料の導入について、収益の実現は事業者の努力の賜物であるので、儲けたら余計に払えという仕組みは、事業者の意欲を削ぐことになるので賛成できない。
- ・ 日本では、民間のビルの屋上や壁面への商業広告看板に行政が課金をしていない。欧米では、町の景観維持のために広告を掲示すれば一定の課金が行われている。日本でも、年の一定の区画への広告掲出権を入札に付し、運用する広告事業者を選定して対価を徴収することが可能ではないか。

第2回専門部会における議事概要

■各委員からの主な意見

全体について

- ・多くの自治体が地方道の占用料額を国道の額に準じて決めていると聞いている。東京都の場合は、国が実際に徴収している額との均衡を考慮して都道の占用料額を設定している。
- ・占用料が大幅に値上がりすると、個人等が掲出している看板に大きな影響がでる。具体的には、適正な占用許可手続が阻害されることが懸念される。不法占用は、景観の問題のほか、安全性の問題が大きい。このため、大幅に値上げをするときには、値上げした結果生ずる不法占用に対処するためのコストへの考慮が必要。

東京都の場合、表示面積が2平米以下の看板の占用料は免除している。これは、占用主体の負担軽減により届出を促して安全なものを設置してもらうとともに、看板の小規模化を促すもの。さらに、適正に届出をしてもらうことを重視して、表示面積3平米から5平米以下のものについても、時限的な措置として2平米相当分を減額している。

所在地区分の見直し

- ・現行の所在地区分は市町村単位で定められているところ、路線価を基準として、例えば、1万円以下については道路価格は5,000円、1万円から10万円であれば5万円などと、区分の最小単位をより細かくすることはできないか。
- ・細かくやったほうが、より理想的で公平であるが、事務量とのバランスを考慮すべき。
- ・大量一括処理が必要な物件について、路線単位で分けすることは現実的ではない。
- ・固定資産税評価額により所在地区分を行った場合の試算として、直轄国道の占用料の総収入がどうなるのかを示すことはできないか。